

# 子育て支援教育カウンセラー倫理規程

## I 子どもたちに対する責任

1. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の職務範囲（子どもの発達課題の解決と人間成長への援助）、あるいは能力範囲を越える問題には深入りせず、しかるべき他の機関あるいは専門家にリファーすること。
2. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の職務範囲あるいは能力範囲の問題であっても、時間的・体力的・心理的に一人で長期にわたり背負うのは無理があると思う場合、組織の中で活動するときは管理職、先輩、同僚の援助を受けること、また組織の外で活動するときは他のカウンセラーの援助をためらわないこと。今はチーム支援の時代である。
3. 子育て支援教育カウンセラーは、カウンセリングプログラム（例：構成的グループエンカウンター）を実施するときは、事前にインフォームドコンセントの手順を踏むこと。
4. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の思想や宗教などの団体に子どもたちや関係者を勧誘しないこと。
5. 子育て支援教育カウンセラーは、公の研究発表の際には、当該人物（子どもおよびその保護者等）の了承をとっておくこと。
6. 子育て支援教育カウンセラーは、子どもが自他の生命を傷つけるおそれを感じたときは「しばらく様子を見よう」という態度を捨て、組織の中で活動するときは直ちに管理職等に連絡すること、また組織の外で活動するときは危機介入のために情報を提供する正当な理由のある関係者に連絡すること。
7. 子育て支援教育カウンセラーは、個人やグループに介入するときは（注意・解釈・助言・指示・自己開示・罰）、心の中で3回自問自答をすること。（1）これは介入した方がよい場面か、（2）介入した結果、状況は変わったか、（3）介入をやめてもよい状況か。要するに感情に流されないことである。

## II 保護者に対する責任

1. 子どもの人生には、保護者が責任と権利を持っていることを子育て支援教育カウンセラーは認めること。「保護者から子どもを預かっているのだ」と考えること。
2. 保護者は、学校文化とは異なるそれぞれの文化の代表者であると考えよう。
3. 子育て支援教育カウンセラーは、保護者を子どもへの援助協力者と考えよう。保護者をクライアント扱わないこと。

## III 同僚や他の専門家に対する責任

1. 子育て支援教育カウンセラーは、同僚や他の専門家の有する資格・見解・体験に対しては敬意を払い、連携に努めること。自分の学派や流儀だけが正しいと思込まないこと。
2. 子育て支援教育カウンセラーは、同僚や他の職種の人々がアセスメントや介入をするときに役立つであろう情報は提供すること。守秘義務の美名のもとに「黙して語らず」にならぬこと。
3. 子育て支援教育カウンセラーは、子どもが他の援助者からもサービスを受けていることを知ったときには、他の援助者と連携すること。「ふたまたをかけるべきではない」というイラショナル・ベリーフにとらわれないこと。

## IV 学校および地域等に対する責任

1. 子育て支援教育カウンセラーは、子どもが学校や地域等に害を加えるおそれを感じたときは、管理職や関係者に連絡すること。
2. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の役割遂行が妨害される状況におかれた場合はそのことを管理職や関係者に申し出ること。
3. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の職務範囲内あるいは能力範囲内の仕事のみを引き受けること。

4. 子育て支援教育カウンセラーは、子どもの成長に役立つ学校・地域等のプログラムには協力的であること。

## V 職業に対する責任

1. 子育て支援教育カウンセラーは、実践・研究で発見したことは独占しないで、研究会や論文・報告書などで発表すること。研究会や論文・報告書（ワークシートを含む）などで発表する際に、参考文献・引用文献等の出典を明らかにする。原典に改変を加えた場合も明らかにする。
2. 子育て支援教育カウンセラーは、自分の社会的、経済的な利益のためにその資格を利用しないこと。また他の会員に対し特定の思想・宗教団体または企業への勧誘、商品購入などの勧誘を行わないこと。
3. 子育て支援教育カウンセラーは、研修会や研究会、研究発表会にはなるべく参加して、専門知識の刷新を心がけること。
4. 子育て支援教育カウンセラーは、仲間の言動が職業倫理に反すると思ったときには、自分の偏見かどうかを確かめるために仲間2人に意見をきくこと。しかる後に当該人物に個人的に警告を発すること。個人的レベルの警告が奏効しないときは、本協会本部に連絡すること。

2023年3月31日 制定